

【佐藤浩雄議員】

国、地方の財政規律の確立と公会計制度の導入についてお伺いします。

まず第1に、国、地方の財政危機に対する知事の認識についてお伺いいたします。

現在、日本の国家財政には528兆円、地方財政には195兆円、計693兆円の長期債務残高が累積し、対GDP比139.6%にもなっております。しかも、すべての地方自治体の財源となっている地方交付税特会には46兆1,000億円もの借入金を持っており、財政危機は深刻な事態を迎えております。我が新潟県も、県債残高1兆9,471億円、臨時財政特例債発行額316億円、主要基金残高118億円となっており、来年度予算編成が深刻な事態を迎えております。

こうした日本の世界に例を見ない異常な公債残高の増嵩による財政危機と財政規律のなさを世界の格付機関は見逃すことなく、プアーズなどが相次いで日本国債をシングルAで、イスラエルとかホンジュラス並みに格付し、日本の異常な財政赤字、国債膨張に警鐘を鳴らしておりますし、新潟県債も格付はダブルAプラスと決してよい評価ではありません。

日本国憲法、第7章、財政は、第83条から第91条まで、国会の事前議決、租税法定主義、単年度主義等の財政民主主義の立場を明確にしております。また、財政法は、財政民主主義と財政の健全化の確保の見地から国債不発行主義を原則とし、地方財政法もまた地方債不発行主義を原則としております。また、整理会計には、国債の元利払いのための国債整理基金や地方交付税特会が設けられ、地方交付税法も政府に交付税財源確保を義務づけております。

しかるに、1975年、初めて財政法第4条の国債の不発行主義に反する特例債が発行され、その後、バブル経済崩壊後の資産デフレの景気対策の財源として、数百兆円規模の赤字国債が発行されました。また、地方自治体財政は、国の景気対策に動員された結果、地方交付税に裏打ちされた特例債を大量に発行することとなり、地方債現在高を急激に増嵩し、今日の天文学的な地方債現在高、地方交付税特会の借入金を生み出したものであります。

しかも、これらの借入金は、例えば国債整理基金への定率繰り入れを一時中止してみたり、交付税特会の累積借入金の地方負担はどの地方団体の借り入れであるか明示されておらず、完全に隠れ借金化しており、極めて不健全な形で膨張しております。

また、地方財政計画では、本来、地方交付税や地方税として配分されなければならない財源が地方債に置きかえられることから、交付税法第6条の3第2項違反が常態化しており、財政法や地方財政法が公債発行を原則禁止しているのに、日本の財政規律のなさが異常な国・地方の長期債務残高をふやしていることは間違いありません。

このような本県も含めた異常とも言える財政規律のない公債依存の財政運営によってもたらされた国・地方を通じた危険な財政状況について、知事はどのように評価されておられるのか、まずお伺いいたします。

知事は、ことしの2月定例会で、財政危機をつくった財政責任についての私の質問に対し、「今日の財政危機に至ったことは、国の政府対策に歩調を合わせ、公共事業の追加等を中心とする経済対策の財源として県債発行をしてきたことが大きく影響している。(中略)主要3基金の取り崩しにより歳出基準を維持してきたが、(中略)結果、大幅な収支不足の状態が解消されないまま、基金の払底という事態に至ってしまった。こうした事態に至ったことにつきましては、責任者としてまことに遺憾でありますし、先を見るその予測が不十分であったということにつきまして、その責任を深く感じているところであります」と答弁しております。

私は、知事答弁を率直に受けとめています。知事の財政責任に対する反省はわかりますが、反省した上でどうするかであります。

国・地方を通じた異常な公債依存に加え、このたび株式市場の下落防止対策として、日銀は銀行保有株の買い取りという禁じ手に手を染めました。これは、戦前行った日銀の国債引き受けに限りなく近いものであります。ドイツのブンデスバンクがナチスの国債引き受けの強要に抵抗したことの姿勢と余りにも日銀の姿は違っており、戦前の日銀の姿をほうふつさせる行為でありますし、事実、日銀による国債引き受けが近いことを推測させています。また、我が県においても、特目基金の取り崩しや赤字地方債の発行が予定されております。

このような異常な、危機的な国・地方の財政の姿にした財政規律のなさ、モラルハザードになっている中では、財政状況はさらに悪化していくことが明らかであります。早期の財政規律の確立が必要と考えておりますが、本県の対応も含め、知事のお考えをお聞きいたします。

また、2月定例会での答弁では、法人二税が約30億円も収入不足する見込みでしたし、県税収入は

昨年度も前年度比 19 億円余りのマイナスと厳しいものでありましたが、本年度の県税収入についてはどのような見込みであるのか、お伺いいたします。

基金も払底した中で、平成 15 年度予算編成は不可能ではないと言われるほど厳しい財政危機の中で、現時点での税収見込みを踏まえ、来年度の収支見込みも含め、予算編成にどのような方針で臨まれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

国・地方の財政危機と国民・県民負担についてお伺いします。

そこで、財政規律を考察するために、もし国家財政と地方財政が破綻したときにはどのような事態になるかを分析する必要があります。最近では、ロシアやアルゼンチンのデフォルトがありますし、アルゼンチン債で我が県も 2 億円ぐらいの被害に遭っています。いずれも暴動が起き、内閣が 2 つや 3 つ吹っ飛んでしまうぐらい、政治、経済、社会が大混乱しています。

日本も、敗戦後の国家財政も破綻しており、そのときの状況を分析することが、国・地方財政が破綻したときどのような状態になるかを考察できるのではないかと思います。調査いたしました。

敗戦の昭和 20 年 8 月 15 日、このときの財政状況は、戦後財政見通しについての閣議報告によると、国債総額 2,000 億円、利払い 73 億円となっており、昭和 20 年度の一般会計予算実行計画の総額 297 億円と比較して、その膨大さが理解できます。この見通しに添付されている国庫貸借収支総合試算表によれば、借方の総額は、既発国債 2,083 億円を加えて 4,000 億円に上り、財産税 900 億円、国有財産払い下げ 500 億円を見込んで、なお 2,600 億円を要するという破綻の危機を国家財政が迎えていたことを証明しております。また、経済は戦争の破壊によって、生産力は壊滅状態でありました。その結果、財政当局は食料不足と悪性インフレへの対処を考慮せざるを得なくなっています。

そこで、当時の大蔵大臣、渋沢敬三は、1 億総戦死だから、一遍みんな死んだと思って相続税を納めることにしたって悪くはないとの発想で、戦時財産増価税 1,000 億円を見込み、国民に高率の累進課税の財産税を賦課し、インフレ対策として新円発行、預金封鎖、引き出し制限などを実行することを法律化作業し、それらのことが法律的に具体化し、実行されています。昭和 21 年 11 月 12 日施行の財産税は、10 万円を超える金額に 25%、1,500 万円を超える金額には 90%の税率を賦課するもので、強い累進税率でありました。敗戦後の異常な政治経済状況の中で、渋沢蔵相の 1 億総戦死論という異常な、まさに暴力的に発動されたと言ってもいいのではないのでしょうか。

戦前の日本の政治体制が軍事政権であり、異常な姿であったわけですが、財政の見地からは、明らかに財政規律を失って戦費調達に暴走した結果、膨大な国債残高により財政は破綻いたしました。それを解消するために、1 億総戦死論に基づく暴力的とも言える、世界的にも類例のない、異常に高い累進税率に基づく全国民を対象にした財産税を実行したものであり、本質的には政府の借金は無限の担保力を持っている国民が負担をすることを証明しているものであります。また、政権中枢部や国会、そして高級官僚が財政規律を失ったとき、政府の負債について無限連帯責任を負っている国民がいかに不幸な事態に追いやられるかを証明しているのが、戦後の財産税が証明しております。

現在の国債市場は異常に高くなっております。日銀のゼロ金利政策や量的緩和により、金融機関は余剰資金を抱え、わずかでも金利が出せる国債の短期物を買っているつくられた相場であり、いつ金利が上昇するかわかりません。また、マーケットは、日本の国民負担が 38.2%で、ドイツの 57%、スウェーデンの 70.6%に比べれば低く、日本に増税余力があり、しかも戦後暴力的に資産税を導入し、100%課税をやったことのある経験を持っている日本だから、必ず増税すると見て、安心して国債を買っているのではないのでしょうか。

しかし、最近、力尽き倒産が続出し、新潟県経済も本当に深刻です。日本がデフレ経済で失った総資産は、既に第 2 次世界大戦で失った総資産を超えました。こんな経済環境の中で、国、地方の公債残高の伸び率が GDP の伸び率を上回っています。しかも、プライマリーバランスが赤字で、利率が GDP の成長率よりも高くなった状況を既に 10 年近くも続けています。

したがって、理論的には国も地方も財政は確実に破綻のコースを歩んでいると言えると判断できますが、知事はどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

こうした状況の中で、一度、国債の金利が上昇し、国債価格が下落をすれば、国家と地方自治体の財政は破綻のときです。したがって、今、財政は本当に危機的なのであります。知事は、国債の金利上昇の可能性についてどのように考えておられるのか、あわせてお伺いいたします。

国・地方の閣僚や長を規律化させるための公会計改革と官僚制の限界についてお伺いします。

前段で見てきたように、国・地方の財政は危機的な事態を迎えています。その結果、既に異時点間にわたる世代間負担の公平が損なわれているにもかかわらず、国の財政規律は一向に改善されず、地方政府もまたこれに追随し、今なお公債残高の高い累積が続いています。このような国・地方の財政方針は、軍事政権で国民みずからが自己の利益を守ることができなかった戦前の国民と同じように、現在まだ生

まれていないような将来世代の国民の利益を著しく損なうものであります。それは、憲法第 11 条「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とする基本的人権の保障に違反するものではないでしょうか。

したがって、直ちに改善しなければならないものであると私は考えていますが、知事は公債発行による世代間負担の問題についてどのように認識し、財政運営に当たっておられるのか、お伺いいたします。

また、世界経済のグローバル化や効率化、少子高齢化と生活大国への志向、豊かな分権社会への移行などの影響や政府の失敗の影響を受け、単純に従来の財政の機能を推進していくことは不可能と思われる。もし単純に従来のまま財政政策を推し進めれば、財政は破綻し、現在世代はもちろんのこと、将来世代へ大きな負担を残すこととなります。したがって、今こそ財政規律を確立することが最も求められております。そのために、従来予算制度や財政運営の基本原則を抜本的に改革する必要があります。

法律的には、財政法も地方財政法も交付税法も、赤字国債・地方債は原則禁止であります。しかるに、なぜ国・地方の政府をして赤字国債や赤字地方債を無限に発行を許し、財政規律が確立できなかったかといえ、国・地方の政府を規律化させる公会計原則に基づく公会計財務諸表を作成せず、公会計情報も開示してこなかったところにあると考えられます。

したがって、閣僚や官僚、自治体の長や担当者には、みずからを規律化させ、国民や議会、国債購入者などの利害関係者にも説明責任を果たさせ、まだ生まれていない将来世代の国民にも責任を果たせる公会計改革が必要であると思っておりますが、知事のお考えをお聞かせ願いたいのであります。

公会計は、国民の利益を確保し、国・地方政治担当者を規律づけるパブリック・ガバナンスの確立のために、最重要目的として位置づけられるべきであります。また、付随した小目的として、公的説明責任及び意志決定への有用性が挙げられます。

公的説明責任は、政府が国民から納税を通じて提供された経済資源を信託財産として管理・運用し、信託法上の受託者としての義務と責任を負う場合において、特に公会計情報に関する説明責任を負うことを意味しています。この公的説明責任は、政府や自治体が国民・住民に対して、政府や自治体を規律づけるために必要な公会計原則に基づく公会計財務諸表を作成し、公会計情報を公開することによってのみ開放されることとなります。そのための具体的な公会計財務諸表は、公共部門の財務運営上、特に中心的な機能を果たし、かつ相互的に関連性を有する 4 つの計算書、公会計貸借対照表、行政コスト計算書、財源措置・納税者持分増減計算書、公会計資金収支計算書を作成し、これら公会計財務諸表を予算ベースと決算ベース両方に基づき作成すべきものであります。

以上のことから、我々はまず公会計原則を定め、公会計原則に基づく公会計財務諸表を作成し、公会計財務諸表に基づき連結公会計財務諸表を作成することによって、国・自治体の閣僚や長及び担当者を規律化し、財政規律を取り戻すことができるのではないのでしょうか。

したがって、これらの公会計財務諸表の作成、開示及びそれに基づく財政運営の確立を急ぐ必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

この項の最後に、このような財務政策を実行してきた政府を支えている官僚が、政治と行政の分離ができずに、政策立案に官僚が関与し、官僚支配を招き、民主主義に反する事件が生み出されつつあります。それが鈴木宗男事件や瀋陽の領事館事件、最近の北朝鮮の拉致事件の隠ぺい事件、原発のトラブル隠し事件を引き起こしており、伝統的な官僚制を支える理論的な支柱が大きく崩れ、政官業の癒着構造をつくり出してしまっているのではないのでしょうか。近代官僚制度を理論的に確立したマックス・ウェーバーの近代官僚制理論に 12 の原則がありますが、これが大きく崩れているのではないのでしょうか。

現状は、政治と行政、あるいは政策と執行の分離ができなくなり、政治や政策の分野にまで官僚が関与しています。その結果、官僚制が官僚による政治支配を招き、民主主義に反する事態が生み出されているのではないのでしょうか。中でも、財政規律の崩壊や相次ぐ官僚の不祥事を見ますと、官僚制度が限界に達しつつあるのではないかと思います。政治と行政の役割分担と責任を明確にした財政運営のあり方を研究し、確立していくことは、本県においても必要であると考えておりますので、官僚制度の問題点についての知事の御所見をお伺いいたします。

続いて、新潟臨海鉄道の鉄道施設の存置についてお伺いいたします。

既に、第三セクターである新潟臨海鉄道は営業廃止を決めております。しかし、その 13 年度決算を見ますと、確かに運輸雑収入が 1 億 3,000 万円あり、当期利益で 1,700 万円余りでは厳しいのかもしれませんが、黒字決算なのであります。しかし、今後貨物が減少するとの見込みから撤退を決めたようですが、現実には、新潟鐵工所の車両部門を引き継ぐ予定の石川島播磨重工は車輛製造を強化する計画と聞いております。また、沼垂駅までの巨大な鉄道車両の道路搬送には危険が伴い、強く臨海鉄道での輸送を求めてきており、今まで以上に車両輸送需要が見込めます。また、レールを残せば、石油や液化天然ガスも含め、荷主がまだ十分生まれる可能性がありますし、何よりも日本海側最大の工業地帯を背景に

した重要港湾でありますから、今後、輸出入貨物の増大が見込めると思います。輸出入貨物の増大でコンテナ輸送が増大したとき、レールが撤去されていたのでは、再び鉄道輸送は不可能であります。西水路の掘り込みによって機能を失う太郎代駅まではやむを得ないかもしれませんが、西埠頭までは残すべきであると強く考えております。

特に、鉄道貨物輸送の炭酸ガスの排出量はトラックの23分の1で、しかも環境汚染物質は排出せず、環境対策上大変すぐれた特質を持っています。京都議定書の実現をするためには、輸送部門から排出される炭酸ガスを減少させることが我が国の最大の課題となっております。そのために、モーダルシフトを進めて鉄道貨物を増強することが求められているときに、レールを撤去することは政策的に誤っていると思います。しかも、鉄道がコンテナ埠頭まで直接入っているのは、日本で新潟東港しかないと言われており、その東港の国際港湾としての優位性を放棄することは誤りであると思いました。

そうしたことから、何とか新潟臨海鉄道のレールなどの鉄道施設を残すべきと思いますが、そのことに対する知事のお考えと、鉄道施設を残した場合、資産の譲渡なのか寄附なのか、あるいは地上設備の管理や輸送に対する形態や会社、残すための今後の具体的な取り組みについてお聞かせ願います。

北朝鮮による拉致問題と新潟県自治体外交の強化についてお伺いいたします。

歴史的な日朝首脳会談は、日朝国交正常化交渉へ再開の合意など、多くの外交的成果をおさめたと評価される一方、金総書記が謝罪をしたと報道されつつも、北朝鮮国家権力による日本人の拉致事件は、我が県民の横田めぐみさんを初め8名が死亡、蓮池、奥土さんなど4名の生存が明らかにされました。この報道に私たち県民のショックは大きく、すべての県民の心は悲しみでいっぱいになりました。このような北朝鮮国家権力の犯罪は、人道上からも権力犯罪として絶対に許すことができません。国家権力犯罪ですから、当然強く抗議するとともに、死亡した経緯を含めて真相の究明と責任者の処分を求めていかなければなりません。

知事の日朝会談へのコメントは既に報道されておりますが、日々新たな情報が流れております。きょうも調査団が帰国をし、調査結果が発表されております。したがって、現時点での拉致事件と日朝会談への知事の感想も含め、再びお考えをお聞きしたいのであります。

しかし、最近のマスコミ報道される事実を見ると、信じがたいのであります。まず、北朝鮮から死亡連絡を受けておきながら、小泉首相にまで隠していたと報道されていることです。拉致問題の行方は、日朝関係にとって重大な政治課題であり、小泉首相が事前を知っていれば、日朝会談がどうなるかわからないほどの重大事です。そうしたことから考えると、一体、田中アジア・太平洋州局長はなぜ小泉首相に隠したのでしょうか、不思議なことであります。また、石川県での拉致事件では、警察が乱数表まで入手し、拉致の証拠を持っていながら、なぜ不問にしてしまったのかわからないと報道されております。日本の警察の不手際ではなく、明らかに事件をもみ消しを図ったとしか言いようのない事件であります。こうした警察や外務官僚のあいまいな動きと日本の外務省や警察の態度が拉致事件を押さえることができなかった1つの原因であるとマスコミは強く批判しております。

最近の拉致被害者の報道を見ますと、60人もいるなどと報道されており、生命と基本的人権、国家主権を侵犯する重大な事件が我が国に起きていながらも、数字さえもいまいかに把握されていることが不思議であります。まさに我が国の国家システムに人命や基本的人権、抑圧に対する希薄な認識があるのではないのでしょうか。いや、国家権力には1人や2人どうなってもいいという認識がすべての国や権力者の中にあるからこそ、こうした事件が引き起こされ、そして放置されたり隠ぺいされているのではないかとさえ考えてしまいます。まして、鈴木宗男事件や中国・瀋陽の領事館事件、拉致事件の隠ぺい事件と、どれをとっても日本外交が人間の命や基本的人権、国際法の遵守や世界平和の構築という外交の理想にほど遠い存在であることが明確です。

報道されている60名の拉致疑惑事件や、県内の9名の拉致事件は、人の生命、基本的人権、国家主権を侵す重大な国家権力犯罪であるにもかかわらず、捜査のやり方など多くの疑問の点が指摘をされております。例えば真野町の曾我ひとみさんとお母さんの事件は、県警本部長の報告では、家出人として判断したと答弁しておりますが、ひとみさんとお母さんは買物の帰りから、自宅からわずか500メートルのところで行方不明となっており、身体を隠すには2人では目立ち過ぎますし、生きていたらどこかで発見されるはずであります。素人の私でさえ、幾らこじつけても、単純な家出とはなかなか判断できません。

県警としては、本県にかかわる9名の拉致疑惑事件をどのように捜査をし、拉致かそうでないかの判断をされてきたのか、お伺いいたします。

また、そこでの問題はなかったのか、県警はどのようなお考えをお持ちになったのか、お伺いしたいのであります。

こうした事件を見ると、日本の国家外交が国民の生命、人権、国際法や平和を守るという外交の理想

から大きくかけ離れていることを示していると思います。外務省の官僚システムが完全に崩壊したのではないかと思うのは私一人でないと思います。こうした近代官僚論から大きく遊離してしまった日本の官僚制度をもう一度規律化するか、限界なら新たなシステムに変わっていかねばならないと思います。

また、知事は横田さんの事件でも外務省にお願いに行っていますが、外務省は真剣に取り組まなかったのではないかと思います。そういう結果、横田さんは死亡したのであり、その点からも、もはや外務省にお願いするのではなく、我々が新たなシステムとして、日本海側の環日本海圏の自治体として、自治体外交を積極的に強化することにより、相手自治体や市民と直接信頼関係を構築することが、結局は情報の共有により日本の真実を知り、北朝鮮の真実を知り合うことによって、外交紛争をむしろ早く確実に解消できることばかりか、国際紛争の根本である相互不信や、権力者による情報の隠ぺいや、捜査による支配体制の暴力的強化を阻止できる早道であると思います。

豊栄市長の小川さんも、危険であればあるほど相手を知り、信頼関係を築くために、環日本海の中で自治体外交で頑張るべきであると総務省を相手に発言しています。

私もこのたびの日朝首脳交渉とその後の一連の動きを見て、外交に理想を失った国家外交・職業人外交の限界を見据えて、自治体外交を強化すべきであると痛切に感じておりますが、知事はこのたびの日朝交渉を見て、我が県の自治体外交の強化についてどのようなお考えか、お伺いいたします。

【平山征夫知事】

佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、国・地方を通じた財政危機への評価であります。今日の財政危機は、バブル経済崩壊以降、これまで国・地方が歩調を合わせ、数次にわたる経済対策を実施し、公共投資の増加と政策的な減税を行い、その財源として国債及び地方債を発行してきたことが大きく影響しております。

これらの措置は、絶対的な有効需要が不足する中で、景気の下支えと雇用の安定確保を図り、景気を自律的回復軌道に確実に乗せるため、必要やむを得ない措置であったというふうに考えております。

しかしながら、経済対策が財政面からの下支えによる一時的需要対策のみにとどまり、経済のグローバル化に伴う企業の競争力の回復への対応、あるいは不安定な金融システムへの対応などの構造改革が図られなかったこともあり、結局期待した景気回復が得られず、むしろデフレ・不良債権問題となって我が国の経済構造を脆弱化させてしまい、財政面で期待した税収の回復が見られない結果、大量に発行した赤字国債や地方債が累積することになり、財政の硬直化を招いており、極めて憂慮すべき事態になっているというふうに考えております。

次に、早期の財政規律の確立でありますけれども、国におきましては、小泉内閣が日本経済の再生を目指し、従来の公共投資や減税などの需要追加策を中心とした政策から、経済・財政の構造改革を重視する政策へと方針を転換し、本年度予算では国債発行額 30 兆円以下という方針のもと編成するなど、財政規律にも配慮しつつ、歳出の質の改善と歳出抑制に取り組んでいるところでございまして、もっとその姿勢を明確にすべきかどうか、その点については議論があるとしても、中期的にはデフレの克服と構造改革により財政の健全化を図ろうとしている、その姿勢は理解しているところでございます。

県としましても、現在、中期的な視点に立ち、計画的に財政収支の均衡を回復することを目標として、財政健全化プログラムに基づいて、歳入歳出両面にわたる各種の対策に積極的に取り組んでおりますほか、外部委託・民営化の推進、PFIの導入等、踏み込んだ対策についても検討しており、健全な県財政の回復に向け、全力で取り組むこととしている次第であります。特に、財政規律に関しましては、プログラムの中で、県債発行に関して、特別なものを除き、原則として平成 11 年度当初予算の発行額の 90%以下に抑制するというルールを設けて取り組んでいる次第でございまして。

次に、本年度の県税収入でありますけれども、県税収入の全体の当初予算額は、前年度決算見込み比マイナス 5.8%ということを立てているわけでありまして、8 月末現在までの調定額で見ますと、前年比マイナス 11.9%、約 202 億円下回っており、当初の見込みのラインを大幅に下回っている状況にございます。

現時点で今年度の県税収入全体を的確に見通すことは難しいわけでありまして、基幹税であります法人二税の申告などを中心に、前年度における調定額の伸びが 9 月以降マイナスに転じており、前年が 9 月から悪くなり始めておりますので、前年比の伸び率のマイナス幅の格差は今後幾分改善してく

るのではないかというふうに見ておりますけれども、県税収入全体の当初予算額の確保については、大変厳しいというふうに見ている次第であります。

次に、来年度の収支見込みと予算編成方針でありますけれども、来年度の県税収入の見込みは、本年度の調定状況や不透明な景気の先行きから見ますと、引き続き厳しいものと想定され、また地方交付税も、財源となりますが国税5税の見込みが県税同様に大変厳しいわけであり、交付税特別会計借入れから臨時財政対策債への振りかえが増加するということが勘案すると、減少が見込まれるわけであり、歳入全体の見通しはかつてない厳しい状況にあるというふうに思います。

そのため、歳出について、従来のシーリング方式では対応に限界があるというふうに加え、来年度予算から予算要求上限枠方式を導入することとしており、現在、各部局において事業の見直し・再構築を検討しているところでございます。

今後、この検討に加え、国の予算編成や地方財政対策の動向、さらには県経済の状況を総合的に勘案して、予算編成を進めてまいることとしております。

次に、国及び地方の財政が破綻のコースを歩んでいるのではないかという御意見でありますけれども、理論的には、議員御指摘のように、例えば国債市場において、大量の発行の累積から円滑な国内消化が支障を生じてしまうという要因が生じ、国債の金利が上昇する、もうみんな引き受けるのが嫌なので、国債の価格を下げてくれないと引き受けないという形で国債の金利が上昇する、そうすると結果としてゼロ成長下の中で国債の利払いが増加して、将来それを返すだけの経済成長が見込めないけれども、国債だけの金利は相当に返済増となって重くのしかかってしまうという憂慮すべき最悪のシナリオも考えられるわけであり、そのことを避けようとするれば、先ほど議員御指摘のように、国債の新発債の中央銀行引き受けという最もやってはいけないことに走る危険性はあるわけであり、

既発債の日銀引き受けというのは、オペレーションとして、成長通貨の供給という1つの歯どめの中で、既発債としては認められてやっておりますけれども、新発債の発行を中央銀行が引き受けるとするのは、政府と中央銀行を切り離し独立しているそもそものねらい、目的でありますので、そのことは絶対あってはならないと思いますし、そしてそういう金利の上昇というリスクがあることについては、2～3年前から私も個人的には警告をしてきたところであります。

今のところそうになっておりませんが、そうならないために、現在、国の財政改革への明確な取り組みが必要でありますし、小泉内閣は、「構造改革と経済財政の中期展望」にありますように、民間需要・雇用の拡大に重点を置いた財政改革を進めております。財政収支の改善を図って、2010年代の初頭にはプライマリーバランスを黒字化しようということを一応目指しているわけであり、私としては、こうしたシナリオの確固たる実現ということでは、現状の政策の対応は弱いと、これではまだ弱いというふうに思いますし、財政及び金融政策両面から適切な政策対応が行われる必要があり、現在の金融緩和策によって国債が消化されているという段階でとどまればいいですけれども、やはり税制と規制緩和策等々を含めて、広く経済政策の総力を挙げて民間需要を刺激し、創出するという政策が打たれないというふうに加えておきます。

また、国債の金利上昇の可能性はどうかということではありますが、日本銀行による強力な金融緩和策が継続され、国債が円滑に国内で消化されているという中で、国債金利は極めて低い状況が続いております。しかし、国債も含めた国及び地方の長期債務残高が本年度末に約693兆円、GDPの1.4倍という先進国でかつて経験したことの無い最高水準になってきており、潜在的な不安要因は徐々に高まってきておりますし、来年の春のペイオフということを契機に、これまで極めてその運用に保守的でありました我が国の個人資産の運用が万一海外に逃避するということになれば、このリスクが一挙に表面化するわけであり、こうしたことを考えますと、私としては、ある程度のリスクを懸念しながら、財政、金融、そして経済運営を図っていく必要があるというふうに加えておきます。

次に、公債発行による世代間の負担の問題でありますけれども、そもそも地方債は、長期的な県の発展を目指し、県民の安全確保や県内の産業振興のため、社会資本整備などを進めるに当たり、受益が世代間に及ぶことに注目して、世代間の負担の公平を図るという観点から、長期返済を前提とする財源として発行しているわけであり、

しかし、一方で、県債の残高が累増し過ぎれば、後世の世代の負担が大幅に増大し、世代間の負担の公平性がゆがめられるというおそれがあるわけであり、その点を十分配慮しながら行っていく慎重さが必要であるというふうに加えておきます。

そのため、財政健全化プログラムを定め、県債の発行について、災害対応等特別なものを除き、平成11年度当初予算における発行額の90%以下に抑制していくというルールを定め、そのもとで管理を行っているところでございます。また、発行する場合にも、後年の負担ができるだけ少なくなるよう、交付税による財源手当ての手厚い起債を優先的に発行することにしてきております。

なお、一般的に社会資本整備等に充てる通常の地方債につきましては、世代間で受益と負担がおおむね一致していると言えますけれども、減税等に対応する赤字地方債につきましては、予定する経済成長が達成されない場合には、後世の世代で増税となるおそれがあるわけでありますから、赤字地方債については、その観点から好ましくないというふうに考えております。

次に、公会計原則をもとにした財政運営の確立を急ぐべきという御意見でございますが、国や地方自治体の予算・決算を示す会計制度であります公会計制度は、現金主義に基づき、毎年度の歳入と歳出という資金の収支を適正に把握し、チェックする役割を果たしてまいりました。

しかし、県財政に関して、県民に対する説明責任をより果たしていくというためには、従来の予算や決算に関する情報に加えて、県民の資産やその調達財源であります負債についてのストック情報や、人件費、扶助費等のほか、減価償却費も加味した行政コスト全体を明らかにしていくことが必要であるというふうに考え、順次、バランスシート及び行政コスト計算書を作成し、公表してきているところであります。

今後、県民の皆様が県財政に関するこれらの情報をより一層わかりやすく提供するということに加え、これらの情報を活用して、県財政の課題を十分分析するとともに、分析の対象範囲のさらなる拡大等につきましても検討していくなど、簡素で効率的な自立分権型の行政システムを構築するために、県財政の運営に活用してまいりたいと考えております。

次に、政治と行政の役割分担と責任を明確にした財政運営のあり方という御提言であります。地方自治法におきまして、地方自治体の財政を民主的に統制するため、地方自治体の長が予算編成と予算執行を担うとともに、予算案のほか、財産取得など財政負担を伴う行為、さらには決算の認定など財政に関する一連の過程を議会の議決にかからしめておるわけであります。

議会におきましては、これらの議案のみならず、県財政に関しまして幅広く議論が深められますことが、行政に対するチェック・アンド・バランスの機能を果たしますとともに、財政民主主義を実現し、ひいては県民に対する財政に関する説明責任を果たすことにつながるものと考えており、御指摘のような官僚支配、財政規律の崩壊は避けられる仕組みとなっているものというふうに考えております。

したがって、予算編成を初めとした財政運営につきましては、議会に対して、これまでも十分説明を行ってきたところでありますが、今後の財政運営に当たりましても、先ほど申し上げました基本的な役割に基づき、これまで以上に県議会との十分な意思疎通に努めてまいりたいと考えております。

次に、新潟臨海鉄道の鉄道施設の存置についてお答えしたいと思います。

この鉄道施設は、コンテナ鉄道輸送が可能となる施設でありますことや、モーダルシフトの観点などから、黒山駅 新潟東港西埠頭間の施設を新潟臨海鉄道株式会社から県が無償で受け入れて保有することとした次第であります。

また、輸送管理の方法等につきましては、当面、株式会社新潟鐵工所の鉄道車両を輸送するために、同社に鉄道施設を貸し付け、日本貨物鉄道株式会社が運行管理するという方向で協議をしているところでございます。

次に、拉致問題と自治体外交についてお答えしたいと思います。

まず、日朝首脳会談と拉致問題でありますけれども、このたびの首脳会談で日朝国交正常化交渉の再開が合意されたところであり、日朝間の国交が正常化されるというのであれば、総論といたしまして、北東アジア地域の平和と安定化にとって極めて望ましいことでもありますし、本県が推進しております北東アジア経済圏の形成にも資するわけでもありますから、基本的には推進していくべきというふうに考えておりますけれども、交渉の再開に当たりましては、まずもってこの悲惨な拉致問題の真相が解明されなければ、御家族の皆さんはもとより、広く県民の納得は得られないものというふうに考えております。

先ほどお昼に、今回の調査団の調査報告が行われました。それぞれ短い時間の中で努力された情報収集、それなりに一定の意味を持っているのだと思いますけれども、死亡の原因がなかなかやはり納得しにくいことと、どうしてこんなに亡くなった方々のお墓がない、そしてDNA鑑定ができないという結論に近い調査結果が出てくるのだろうと、やはりまだまだ納得を得にくい印象を持たざるを得ないという感想であります。

私としましては、政府に対して、きょう判明した、こうした安否情報あるいは詳細な調査情報と言われるものについてもさらに確認すると同時に、拉致された状況、北朝鮮での生活状況、さらには死亡の原因等、本当の真相の徹底的な解明がなされ、関係者の責任追及と謝罪、御家族の意向に沿った補償等の適切な措置に最大限取り組むことを強く求めていく考えでございます。予定といたしましては、明日、官房長官にそのことを要望することとしている次第であります。

次に、我が県のいわゆる自治体外交の強化ということですが、今回の日朝交渉では、拉致被害者の衝撃的な安否情報が明らかとなり、この情報の提供のやり方等をめぐりまして、拉致被害者の御家

族の方々に対する国の配慮が欠けていたことについては、まことに遺憾であるというふうに受けとめております。外交は、国家の主権にかかわる重要なことでありますので、まず政府において一体となっ
てしっかり取り組んでほしいと思いますし、外交に携わる人は常にどうしても情報を独占したがるという
危険を持っております。そのことを十分自覚し、国民の利害と人道的な見地に立って正しい判断をする
という心がけを常にさせていただきたいというふうに考えます。

私といたしましては、このところ次第に地域経済圏の意識が見られ始めております北東アジア経済会
議など、地域レベルの交流を通じて、この地域の平和と安定の流れが促進されますよう、地方自治体と
して貢献をしてまいる所存でございます。

以上であります。

【加地隆治警察本部長】

佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、拉致容疑事案の捜査についてであります。昭和 52 年の新潟市における少女拉致容疑事案及
び昭和 53 年の柏崎市におけるアベック拉致容疑事案の 2 件につきましては、北朝鮮による拉致の疑い
がある事案と判断し、事案の解明に向けた捜査を地道に続けてきているところであります。

また、昭和 53 年に佐渡で行方不明となられた曾我ひとみさん及びその母親につきましては、行方不
明当初、家出並びに事件・事故被害の両面から所要の捜査を行ったところであります。その後、昭和 63
年及び平成 2 年の拉致を視野に入れた再調査におきましても、北朝鮮による拉致の疑いがあると判断す
るには至りませんでした。本日、安倍官房副長官から、今回の拉致問題に関する事実調査チームの調
査活動の結果、北朝鮮で生存されている 5 人の方につき、拉致被害者本人と判断して差し支えないとの
結論に達したとの発表がなされたところであります。

県警察といたしましては、警察庁と緊密な連携を図りますとともに、県民の皆様の御協力をいただき
ながら、事案の全容解明に向け、最大限努力してまいる決意であります。

また、昭和 49 年に佐渡で行方不明となられた男性等 4 名の方につきましては、鋭意関連情報の収集
に努めているところであります。

次に、拉致かどうかの判断についてであります。警察といたしましては、少女拉致容疑事案及びア
ベック拉致容疑事案につきましては、御家族、その他の関係者からの事情聴取、付近の聞き込み、海外
の関係各機関との緊密な情報交換、北朝鮮により拉致された可能性のある日本人を目撃したという元北
朝鮮工作員からの事情聴取など、一連の捜査の結果を総合的に判断して、北朝鮮による拉致の疑いがある
という判断をしているところであります。

次に、そこに何か問題はなかったかという御質問についてであります。警察においては、北朝鮮に
よる日本人拉致容疑事案については、その重大性にかんがみ、これまで地道に、かつ粘り強く捜査を行
ってきたところであります。その結果、本県の 2 件 3 名を含む 8 件 11 名の方について、北朝鮮による
拉致容疑事案と判断いたしましたところではありますが、それ以外の事案につきましては、これまでの調査で
は拉致の疑いがあると判断するに至らなかったものであります。

警察におきましては、今後ともその全容解明のため、警察庁など関係各機関と十分な連携を図りなが
ら、法令と証拠に基づく捜査を全力で進めてまいる所存であります。

以上でございます。

【佐藤浩雄議員】

○佐藤浩雄君 まず、御答弁ありがとうございました。

財政規律の問題ですが、我が県もことし特目基金を取り崩して赤字地方債を発行するということにな
っていますが、こういう事態は、言うまでもなく憲法や財政法、地方財政法などの不発行主義を、赤字
地方債や国債の不発行が原則ですけれども、また現実の財政や経済にとって必要なのであることも私も
わかります。しかし、一定の規律がなければ無限に膨らむわけですから、これほど議論しても、なおか
つ特目基金を取り崩したり赤字地方債を発行しなければならないという事態は、財政規律がしっかりと
だれから見てもわかるようなルールでいかなければだめだと思うのです。

そういう意味で、特に閣僚や官僚、あるいは地方自治体の長や議員など我々も、その情報を見ても、それを規律化する、まず内部で、いわゆる説明責任の問題でなくて、みずからを規律化するということがまず第1番目に位置づかなければ、財政の規律問題というのは私は解決しないと思うのです。

そういう意味からすると、いわゆる公会計改革を進めていかないと、知事はこれから順次進めたいという御答弁ですから、私も評価いたしますが、アメリカの公会計、連邦会計基準などを見ると、例えば核基地をつくった場合は、核基地の撤去費用までもう既に計算をして、将来のリスクの計算をして、そして情報として、それを担保していくというか、公会計の中に入れていくわけです。これから起こり得る将来のリスクの総体を明示することによって、現状の国民負担、将来世代の国民負担を明示することによって、時の為政者である閣僚や、あるいは私たちを規律化させることができると思うのです。

そういう意味で、そういうことが規律化されないままにずるずる、ずるずるといけば、結局は……確かにわかります。努力しているのはわかりますが、例えば平成11年度の90%の地方債発行で抑えていくという努力もわかりますけれども、しかし総体的に見た場合は、結果的には将来の国民、まだ生まれていない国民にまで財政負担を求めることになるのではないのでしょうか。その点、もう一度やっぱり、私はどうも外部からの目を気にするのではなくて、みずからを律するという意味で公会計を導入していただきたいというふうに思うのです。

もう1つは、そういうことからすると、戦後の混乱期に生まれた財産税の導入というのは、やっぱり1つの象徴的な事態だと私は思うのです。もし我々が失敗をした場合、そういう事態になるのだということをやったり、全然、知事は触れませんでしたけれども、そういう経験を我々日本国民は持っているわけですから、そのことをやっぱり教訓化をしなければならぬと思うのです。その点について、知事は全然触れておりませんが、そういうことを教訓化をした上で、これからの財政規律をどう求めるかということになるのではないのでしょうか、その点お願いしたいと思うのです。もう一度、もし見解があったらお聞きしたいと思うのです。

もう1つは、既に日銀の銀行株購入によって、その翌々日あたりはトリプル安です。市場は疑心暗鬼、不信です、はっきり言えば、10年国債が買い手がつかないで、いわゆる未達が初めて発生しました。このときです。したがって、国債がこういう格好で日銀が買い取りをするということ、銀行株式の買い取りをすれば、モラルハザードになって、国債の暴落の恐怖を既にマーケットで考え始めているのではないかという兆候があります。そういう面からすれば、知事は将来の金利が上昇する可能性はあると言ったけれども、意外とそういうマーケットの心理状態や、そういうことからすれば、いつ起こるかかわからない、私はやっぱりそういうふうに見るべきではないかなと、こう思うわけです。その点、特にどういうふうにいるのか、お伺いしたいわけです。

もう1つは、最後、東港の臨海鉄道の件ですが……

副議長 佐藤君に申し上げます。時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

はい、わかりました。それでは、やめます。ありがとうございました。

【平山征夫知事】

それでは、佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

県の財政規律という問題につきましては、御指摘のとおりであります。したがって、一定のルールをはめて、規律をしっかり持ちながら財政運営に当たるといえるのは基本的姿勢として持っているわけですが、今の地方財政の仕組みからいいますと、国からの交付金等を中心とする枠組みの中で回すということは一定の限界としてありますので、増税を本来やらなければいけない、多量の赤字になって、赤字国債まで発行しなければいけないというのは、本来おっしゃるとおりで、起債の原則からいけば、公共事業とか、あるいは出資とか出捐とか貸し付けという、本当に長い目で資金を投入するのにやむを得ないという部分にのみ限定して、債権をもって借入金でやりなさいと、それ以外はだめですよと、歳入で歳出を賄いなさいと、原則は、こういう趣旨からいけば合わなくなっているわけですから、本来は赤字県債、赤字国債を出すのではなくて、増税をして賄うべきなのです。あるいは、そうでなければ歳出をカットするしかない。

ところが、不人気になりますから、政治としてはなかなかやりたがらない。増税を嫌がる国民も正直言えば圧倒的に多いでしょう。そういう中で理解を求めながら、公のこうした会計原則も導入して、説

明しながら対応していくということは当然必要だと思えます。

そういう意味で、規律をきちんと持つということは当然でありますけれども、国との関係において、課税自主権を十分持っていない地方財政としては一定の限界があるということについても申し上げなければいけないだろうと思えます。

また、公会計の問題についてはそのとおりであり、先ほど申し上げたように徐々に拡大しているのですが、例えばその結果によって、将来の支払うべきものを予定していったときに、単年度主義という問題がどこまで弾力的に見直されるか、こういうことが議論されないまま、貸借対照表を出したり、いろんなことを情報を出しても、それに対して対応するという手段が同時に検討されなければ、本当の意味はないのだろうと思っています。

そういう意味で、私は貸借対照表を含めて、公会計制度の先行きの支払い分を見込んで議論していくということは大変重要であると思えますけれども、あわせて単年度主義を含む財政の問題についても、弾力的な対応ができるように制度の見直しをしていくべきだろうというふうに申し上げているわけがあります。

それから、戦後の財産税の導入について申し上げれば、このことだけでは実はなくて、戦前に大量の国債を引き受けて、戦後の物すごいインフレの中で紙くずになってしまったと、ほとんどの国民がその結果としての犠牲を払ったということに、さらにこの財産税を負担したということを考えますと、やはり物すごい戦争という影響だけではなくて、経済的にインフレということが、超インフレということが国民をどれだけ苦しめたか。そして、明治以降大きなデフレというのは3回ありますけれども、いずれもその前に猛烈なインフレがあって、大きなデフレがある。

したがいまして、経済はやはり安定的に運営するということが一番大事であり、その意味において、失敗すれば、今、御指摘のように大きな影響を受けることとなりますから、やはりバブル経済の後始末を含めてきちんとした経済対応をすべきだろうというふうに申し上げてきているわけがあります。

それから、銀行株の買い入れの後の市場の反応はおっしゃるとおりであり、1つには、国の経済対策があわせて、禁じ手が行われる以上、オーソドックスな経済対策がセットとしてあわせて行われるだろうと期待をしていたのに、それが1カ月後になってしまっている。そのことにおいて、市場は失望感を持ったわけです。言葉だけでは市場は納得しない。やっぱり実際の政策がきちんと出てこなければ、市場は失望するということであり、禁じ手のみがそこにおいて、逆の意味で経済の先行きに対する心配をもしかすると助長しているかもしれない。

そういう意味で、株価の動きについては毎日相当の心配と、同時に経済政策に対するきちんとした対応を促しているというふうに受けとめるべきだろうというふうに思っております。